

○性犯罪被害者等に対する初診料等支出要綱の制定について(通達)
(平成 23 年 4 月 13 日岡県庁第 165 号／岡会第 198 号／岡生企第 392 号／岡刑企第 184 号／岡交企第 221 号／岡公第 75 号警察本部長例規)

改正

平成 24 年 9 月岡県庁第 319 号／岡会第 404 号

平成 29 年 7 月 14 日岡務第

541 号

令和 3 年 3 月 19 日岡県庁第 67 号、岡会第 131 号、岡生企第 132 号、岡地第 86 号、岡刑企第 99 号、岡交企第 130 号、岡公第 47 号

令和 5 年 3 月 8 日岡捜一第

79 号、岡県広第 66 号

令和 5 年 6 月 14 日岡県広第 203 号

令和 5 年 7 月 11 日岡刑企第

265 号

各部長

首席監察官

各統括官

各所属長

このたび、別添のとおり性犯罪被害者等に対する初診料等支出要綱を制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

性犯罪被害者等に対する初診料等支出要綱

第 1 目的

この要綱は、性犯罪被害者及び身体犯被害者(以下「被害者」という。)に係る初診料等について、一定の条件の下で、その全部又は一部を公費で支出することにより、被害者及びその家族又は遺族(以下「被害者等」という。)の経済的負担を軽減するとともに、捜査活動の円滑化を図ることを目的とする。

第 2 対象事件

公費支出の対象となる事件は、次に掲げる犯罪として認知されたものとする。

1 性犯罪事件

- (1) 不同意わいせつ罪(刑法第 176 条の罪。未遂を含む。)
- (2) 不同意性交等罪(刑法第 177 条の罪。未遂を含む。)
- (3) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪(刑法第 179 条の罪。未遂を含む。)
- (4) 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪(刑法第 241 条の罪。未遂を含む。)
- (5) 不同意わいせつ等致死傷罪(刑法第 181 条の罪)

2 身体犯事件

- (1) 殺人罪(刑法第 199 条の罪。未遂を含む。)
- (2) 傷害罪(刑法第 204 条の罪。負傷程度が加療 1 か月以上の見込みのものに限る。)

- (3) 傷害致死罪(刑法第 205 条の罪)
- (4) 逮捕等致死傷罪(刑法第 221 条の罪)
- (5) 強盗致死傷罪(刑法第 240 条の罪。未遂を含む。)
- (6) その他死傷を結果とする結果的加重犯(負傷程度が加療 1 か月以上の見込みのものに限る。ただし、過失犯を除く。)

3 その他の事件

1 及び 2 に定めるもののほか、事件の内容、被害者の置かれた状況等を勘案し、警察署長(以下「署長」という。))が、警務部県民広報課長(以下「県民広報課長」という。))と協議し、支出の必要があると判断した事件とする。

第 3 対象経費等

1 対象経費等

公費支出の対象となる経費(以下「対象経費」という。))及び謝金は、次に掲げるものとする。ただし、他の制度により補償されるものは除外するものとする。

(1) 性犯罪事件

ア 初診料及び再診料

初回診療及び再診療に係る経費(検査費、治療費、投薬費等を除く。以下同じ。))とする。ただし、必要があるときは、時間外等加算料を対象経費に含めることができる。

イ 診断書料

診断書の作成に要する経費とする。

ウ 初回処置・検査経費

性犯罪被害に係る初回診療時における処置及び検査に要する経費とする。ただし、性感染症検査経費及び緊急避妊措置経費を除く。

エ 性感染症検査経費

性犯罪被害に係る性感染症検査に要する経費とする。

オ 緊急避妊措置経費

性犯罪被害に係る緊急避妊措置に要する経費とする。

カ 人工妊娠中絶経費

性犯罪被害に係る人工妊娠中絶に要する経費で事前に県民広報課長との協議を経たものとする。

キ 死体検案書料

死体検案書の作成に要する経費とする。

ク 謝金

警察の要請に基づく診察等に対する医師への謝礼に要するものとする。

(2) 身体犯事件

ア 初診料及び再診料

初回診療及び再診療に係る経費とする。ただし、必要があるときは、時間外等加算料を対象経費に含めることができる。

イ 診断書料

診断書の作成に要する経費とする。

ウ 死体検案書料

死体検案書の作成に要する経費とする。

(3) その他の経費

(1)及び(2)に定めるもののほか、事件の内容、被害者の置かれた状況等を勘案し、署長が県民広報課長と協議し、支出の必要があると判断した経費とする。

2 保険の適用

(1) 取扱いの原則

対象経費については、原則として保険診療による自己負担額とする。

(2) 性犯罪事件

性犯罪事件の被害に係る経費については、保険診療を受ければ保険者(雇用主)に被害事実を知られることを懸念する被害者の心情に鑑み、このような二次的被害を防止する観点から、保険診療の有無にかかわらず、自己負担額を対象経費の支出の対象とする。

第4 支出制限

次に掲げる場合は、公費による支出をしないこととする。ただし、署長が犯罪被害の立証上又は被害者支援の推進上必要があると認め、事前に県民広報課長と協議し、支出することとした場合は、この限りでない。

- 1 被害者等が公費による支出を希望しない場合
- 2 加害者又はその関係者から経費の弁償を受けている場合
- 3 その他公費により支出することが社会通念上適切でないと認められる場合

第5 対象事件認知時の措置

- 1 署長は、対象事件を認知した場合は、対象経費の支出の有無に関わらず、初診料等経費支出等報告書(様式)により県民広報課長を経由して警察本部長に速やかに報告するものとする。

なお、謝金に係る報告の要領は、別に定める。

- 2 署長は、対象事件を担当する課長を通じて、被害者等に公費支出に関する制度(以下「本制度」という。)の説明を行い、被害者等の意思を確認した上、公費支出の適否を検討し、公費による支出の必要があると判断した場合に支出の手続をとるものとする。

第6 支出手続

- 1 署長は、公費の支出に当たっては、被害者の診察等をした医療機関に対してあらかじめ本制度に関する説明を行うものとする。

- 2 対象経費の支出は、岡山県財務規則(昭和 61 年岡山県規則第 8 号)その他の会計関係規程に基づき、当該医療機関から対象経費に係る請求書の交付を受けて行うものとする。
- 3 被害者等が既に対象経費に該当する経費を支払っている場合は、医療機関に対して被害者等に支払額を返還することを求め、当該経費の返還後に、改めて医療機関から対象経費に係る請求書の交付を受けた上で支出するものとする。ただし、医療機関から被害者等への支払額の返還ができない場合は、被害者等から対象経費に係る請求書、医療機関が発行した領収証書等の支払内容が分かる書類の提出がなされた場合に限り、被害者等に対し対象経費を支出するものとする。

第 7 協議

署長は、この要綱によりがたい場合は、必要に応じて県民広報課長、警務部会計課長及び関係所属長と協議するものとする。

第 8 運用上の留意事項

- 1 本制度の運用に当たっては、被害者等、医療機関その他の関係者に対して説明を十分に行い、誤解を与えることのないよう言動には十分注意すること。
- 2 性犯罪事件の被害者等に対する説明は、女性警察職員が行うことを原則とする。やむを得ず男性警察職員が行うときは、被害者の希望により家族を立ち合わせるなど、被害者の心情に配慮した説明を行うこと。
- 3 謝金の額、支出基準、支出手続その他の必要事項は、別に定める。

第 9 文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
初診料等経費支出等報告書	県民広報課	5 年
初診料等経費支出等報告書の写し	警察署	5 年

様式

初診料等経費支出等報告書

[別紙参照]